

福利厚生事業公表について（令和6年度）

北相木村では、地方公務員法第42条に基づき、職員の健康その他厚生に関する事業を次により実施しています。

【長野県市町村職員互助会及び北相木村職員互助会】

長野県内の市町村及び一部事務組合等で組織された「長野県市町村職員互助会」に加入しています。

1. 互助会の運営

職員の掛金と村の負担金により運営されています。

- ◆ 職員掛金（個人負担）・・・給料月額2.8/1000
- ◆ 村負担金（公費負担）・・・給料総額2.3/1000

2. 令和6年度支出状況（会員数56人・令和7年度3月末現在）

区分	
掛金額	567 千円
負担金額	442 千円
合計金額	1,009 千円

3. 主な事業内容

健康増進やメンタルヘルスなどの事業実施のほか、各種祝金・見舞金などの給付事業があります。